

「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 主旨

市民に市の情報を読みやすくわかりやすく表現し、幅広い年齢層が興味を持つことができる広報誌並びに議会だよりを効率的に発行し、かつ、市民が必要とする市政情報を適切に提供するにあたり、デザイン、レイアウト、編集、印刷等を行う事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」作成業務委託

(2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(令和4年4月号から令和9年3月号)

(3) 業務の内容

別添の「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」作成業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 予算限度額

84,000,000円（60箇月総額、消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

【内訳】

- ・令和4年度 16,800,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- ・令和5年度 16,800,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- ・令和6年度 16,800,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- ・令和7年度 16,800,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- ・令和8年度 16,800,000円（消費税及び地方消費税を除く）

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 令和3年度において、四條畷市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「物品・その他業務」の「販売又は製造」の種目「印刷製本」、取扱品目「一般印刷」で登録していること。
- (3) 過去5年間のうちに、国又は地方自治体が発注する広報誌の作成実績が1年以上あること。
- (4) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。
- (5) 国又は地方自治体若しくは四條畷市建設工事等指名停止要綱第2条の規定による指名停止期間中でないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。
- (9) 予算限度額以下で請負うことができること。
- (10) 作成スタッフとして、編集統括責任者、ライター、デザイナー、校正員を配置し、各業務を担当すること。また、校正スケジュールの期間中は、四條畷市専任編集員を配置すること。
- (11) 大阪府内に本店、支店または営業所を有していること。

5 日程

日 程	内 容
令和3年11月10日(水) 9時00分	公募開始
令和3年11月15日(月) 9時00分 ～11月19日(金) 17時00分	質問書受付期間

令和3年11月26日(金) 9時00分	質問書への回答 ※四條畷市ホームページ上で公開
令和3年12月6日(月) 9時00分 ～12月10日(金) 17時00分	書類提出期間
令和3年12月16日(木)	参加資格確認通知(郵送及びメール)
令和3年12月24日(金)	審査(プレゼンテーション)
令和3年12月27日(月)	審査結果の通知(郵送及びメール)
令和4年1月頃	契約締結

6 応募書類

各様式については、四條畷市ホームページから取得してください。

7 質問書の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書(様式第1号)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和3年11月15日(月) 9時00分～11月19日(金) 17時00分【必着】

(2) 提出方法

- ・「質問書(様式第1号)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「魅力創造室広報担当」へ提出してください。
- ・電子メールの表題は、「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。
- ・メール送信後、「魅力創造室広報担当」に送信確認の電話をしてください。
- ・電子メール以外での質問については回答いたしません。
- ・「質問書」の送信は1事業者につき1回とします。

※魅力創造室広報担当メールアドレス kouhou@city.shijonawate.lg.jp

電話番号 072-877-2121(代) / 0743-71-0330(代)

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、令和3年11月26日（金）9時00分に四條畷市ホームページに掲載し、個別には回答しません。

8 応募方法

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
① 参加申込書（様式第2号）	1部	各1部
② 見積書（様式第3号）	1部	
③ 会社概要及び実績表（様式第4号）	1部	
④ 様式第4号の実績表に記載した広報誌の実物3号分	1セット	
⑤ 編集統括責任者及び担当者一覧（様式第5号）	1部	
⑥ 企画提案書等提出届（様式第6号）	1部	
⑦ 企画提案書（任意様式A4判）	10部	
⑧ 企画提案作品（任意様式A4判）	10部	

⑦⑧については、別紙「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」企画提案についてを参照してください。

(2) 提出期間

令和3年12月6日（月）9時00分～12月10日（金）17時00分【必着】

(3) 提出方法

下記ア、イの両方を提出すること

ア 紙媒体

持参又は郵送にて提出（〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総合政策部魅力創造室）

イ PDF

電子メールにて提出（魅力創造室広報担当メールアドレス
kouhou@city.shijonawate.lg.jp）

(4) その他

ア 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る経費は、応募者の負担とします。

イ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

ウ 提出後に応募者からの書類の差替えや修正、追加等は認めません。

エ 提出書類は返却しません。

9 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容について、「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」作成業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき審査し、各事業者に対する各委員の採点の平均得点を算出し、その得点が最も高い事業者を選定し、本業務の優先交渉権者とします。最高得点に同数が出た場合は、見積金額のより低い提案者を選定します。応募者が1者の場合でも審査を行います。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日及び会場

令和3年12月24日（金） 四條畷市役所東別館2階201会議室

※時間は各事業者に別途通知します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンライン実施（Zoomを利用）となる場合は、別途通知します。

イ 時間等

各事業者20分以内（準備時間を含む）のプレゼンテーションの後、質疑応答を15分程度行います。各事業者の出席者は最大3名までとします。

ウ 内容

各事業者は、プレゼンテーションで評価項目について説明してください。

電子機器については、事業者において用意すること。（スクリーンは除く）

(2) 評価項目

評価項目		評価観点	配点
提案内容	事業趣旨の理解	業務の主旨、基本的な考え方を理解し、「広報四條畷 LIFE」、「四條畷市議会だより」に対する考え方、企画意図、特徴、コンセプト、基本方針等が優れ、その内容を反映したものであるか	350点

	表紙デザイン	表紙のデザインは、思わず読みたくなるような洗練され、かつ見やすいレイアウトとなっているか	
	特集企画	「広報四條畷 LIFE」の特集記事は、斬新なキャッチコピーやわかりやすい文章、デザイン、レイアウト、配色で市民の興味、関心を惹きつけるような工夫がされているか	
	誌面構成	「広報四條畷 LIFE」、「四條畷市議会だより」の記事は、デザイン、レイアウト、配色に優れ、見やすく探しやすい構成となっているか (1)「広報四條畷 LIFE」 (2)「四條畷市議会だより」	
	新連載コーナー	「広報四條畷 LIFE」の新連載コーナーは、毎月広報誌が楽しみになるような提案となっているか	
	提案事業の独自性	全体として、独自性と創意工夫のある提案がなされているか	
実施体制		納期までに支障なく業務を遂行できる体制が組み立てられており、突発的な要望にも柔軟かつ速やかに対応できるか	50点
価格評価		$200 \times (1 - \text{見積価格} / \text{予算限度額})$	200点

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積額が予算限度額を超えている場合
- エ プレゼンテーションに欠席した場合
- オ 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合
- カ 価格評価を除く評価点が6割（240点）に満たなかった場合
- キ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ク 選考期間中及び契約締結前に、指名停止、不正行為、虚偽の申請が認められた場合
ケ ア～クに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
(4) 結果の公表

審査結果は、すべての参加事業者に通知するとともに、参加事業者数及び選定した事業者名をホームページに掲載します。

10 契約

選定委員会で選定した優先交渉権者と、業務内容等について協議、合意した後、「広報四條畷 LIFE」、「四條畷市議会だより」それぞれ別に業務委託契約を締結します。ただし、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点事業者と協議を行うものとします。

11 契約保証金

本市財務規則に基づく。

12 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第7号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

13 問合せ先

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

【広報四條畷 LIFE】四條畷市総合政策部魅力創造室

【四條畷市議会だより】四條畷市議会事務局

TEL 072-877-2121（代） / 0743-71-0330（代）

E-mail kouhou@city.shijonawate.lg.jp